

第8条(補償の払渡し)

補償金の払渡し及び没取に係る物の返付(以下「補償の払渡し」という。)は、第5条第1項又は第6条第1項の決定をした家庭裁判所が行う。

本条は、補償に関する決定をした家庭裁判所が、補償金の払渡しおよび没取物の返付を行うことを規定したものである。

本条の「家庭裁判所」は、訴訟法上の裁判所ではなく、国法上の裁判所を意味する(最高裁判所事務総局〔1993〕139, 77頁)。

補償の払渡しを請求するには書面で行わなければならない(少年補償規則8条1項)。

補償の払渡しを請求する期間の定めがないので、時効期間内であれば、いつでも払渡請求ができる。その時効期間は、補償金の払渡しについて5年(会計法30条後段)、没取物の返付については10年(民166条1項2号)である(最高裁判所事務総局〔1993〕278頁)。

少年は法定代理人の同意を要せず、自ら単独で補償の払渡しを受けることができると解される(最高裁判所事務総局〔1993〕339頁)。他方、法定代理人その他の代理人により補償の払渡しを受けることも可能であるが、少年は単独で代理人を選任できると解される(最高裁判所事務総局〔1993〕439頁)。その場合、少年補償規則3条1項は、弁護士以外の代理人に選任するには家庭裁判所の許可を要すると規定して、少年を保護を図っている。

1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会

2 前掲注1書

3 前掲注1書

4 前掲注1書

(山下幸夫)